

育児休業給付金・介護休業給付金

(2010年8月1日施行)

育児休業給付金

- ★一般被保険者が1歳(又は1歳6ヵ月)未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に支給されます。
- ★男女を問いません。
- ★1ヵ月単位で支給されます。

<支給額(月額)>

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50%
(30日)

(1支給対象期間の支給額)
204,750円(上限額)～60,000円

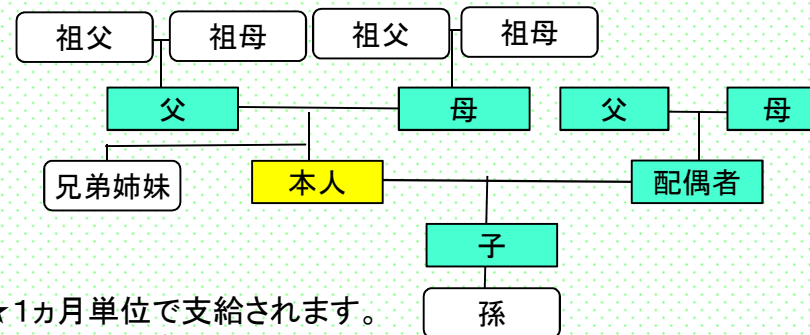
支給要件

- ①育児(介護)休業期間中の賃金が休業開始前の賃金の80%未満であること
- ②各支給対象期間(1ヶ月)ごとに育児(介護)休業による休業日数が20日以上あること
- ③育児(介護)休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上あること
- ④育児(介護)休業後に職場復帰すること

介護休業給付金

- ★一般被保険者が対象家族を介護するために介護休業を取得した場合に支給されます。

★対象家族 :同居かつ扶養 :要件なし



- ★1ヵ月単位で支給されます。
- ★通算93日が限度

<支給額(月額)>

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 40%
(30日)

(1支給対象期間の支給額)
163,800円(上限額)～60,000円